

協議事項について

議案番号	項目名		調整方針
議案第6号	合併の方式		長岡市への編入合併
議案第7号	合併の期日		平成22年3月31日
議案第8号	新市の名称		長岡市
議案第9号	新市の事務所の位置		現長岡市役所の位置
議案第10号	議会の議員の定数及び任期の取扱い	定数	定数特例を適用し、川口選挙区から1名を選出する。
		任期	長岡市議会議員の残任期間とする。 (平成23年4月30日まで)
議案第11号	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い		長岡市の農業委員会に統合する。 川口町の選挙による委員のうち、2人に限り、引き続き在任する。 任期は、長岡市の委員の残任期間とする。 (平成23年7月19日まで)
議案第12号	地方税の取扱い		長岡市の制度に統一する。 ただし、法人市民税の法人税割については、平成24年度までは現行どおりとする。
議案第13号	一般職の職員の身分の取扱い		長岡市の職員として引き継ぐ。
議案第14号	財産の取扱い		すべて長岡市に引き継ぐ。
議案第15号	特別職の身分の取扱い		川口町の町長及び教育長は、合併の前日をもって失職するものとする。
議案第16号	組織機構及び支所の取扱い		1 現在の長岡市役所を本庁とし、町役場を支所とする。 2 新市の組織機構の整備については、住民サービスの低下をきたさないことや、地域の特性を生かし、地域振興に対応できることなどを基本として整備する。
議案第17号	条例・規則等の取扱い		原則として、長岡市の条例、規則等を適用する。
議案第18号	一部事務組合の取扱い		※資料2のとおり
議案第19号	使用料・手数料の取扱い	使用料	1 同一又は類似する施設の使用料は、周知期間を十分設け、長岡市の制度に統一する。 2 行政財産使用料及び占用料については、長岡市の制度に統一する。
		手数料	原則として合併時に統一する。

議案番号	項目名	調整方針																																		
議案第20号	公共的団体等の取扱い	新市の一体感の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯や意向、実情等を尊重しながら、法の趣旨等に沿って調整に勤める。																																		
議案第21号	町名・字名の取扱い	1 長岡市は現行どおり 2 川口町は下記のとおり																																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>字名</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>大字相川</td><td>川口相川</td></tr> <tr><td>2</td><td>大字荒谷</td><td>川口荒谷</td></tr> <tr><td>3</td><td>大字牛ヶ島</td><td>川口牛ヶ島</td></tr> <tr><td>4</td><td>大字川口</td><td>東川口</td></tr> <tr><td>5</td><td>大字木沢</td><td>川口木沢</td></tr> <tr><td>6</td><td>大字田麦山</td><td>川口田麦山</td></tr> <tr><td>7</td><td>大字峠</td><td>川口峠</td></tr> <tr><td>8</td><td>大字中山</td><td>川口中山</td></tr> <tr><td>9</td><td>大字西川口</td><td>西川口</td></tr> <tr><td>10</td><td>大字武道窪</td><td>川口武道窪</td></tr> <tr><td>11</td><td>大字和南津</td><td>川口和南津</td></tr> </tbody> </table>	No.	字名	変更後	1	大字相川	川口相川	2	大字荒谷	川口荒谷	3	大字牛ヶ島	川口牛ヶ島	4	大字川口	東川口	5	大字木沢	川口木沢	6	大字田麦山	川口田麦山	7	大字峠	川口峠	8	大字中山	川口中山	9	大字西川口	西川口	10	大字武道窪	川口武道窪	11
No.	字名	変更後																																		
1	大字相川	川口相川																																		
2	大字荒谷	川口荒谷																																		
3	大字牛ヶ島	川口牛ヶ島																																		
4	大字川口	東川口																																		
5	大字木沢	川口木沢																																		
6	大字田麦山	川口田麦山																																		
7	大字峠	川口峠																																		
8	大字中山	川口中山																																		
9	大字西川口	西川口																																		
10	大字武道窪	川口武道窪																																		
11	大字和南津	川口和南津																																		
議案第22号	各種団体への補助金・交付金の取扱い	各種団体への補助金・交付金については、その事業目的、効果を総合的に勘案し、公共的必要性、有効性、公平性及び地域特性の観点から、調整を図る。																																		
議案第23号	慣行の取扱い	長岡市の制度に統一する。 1 市章及び市旗 2 市民憲章及び宣言 3 市の花及び木 4 市の歌 5 名誉市町民																																		
議案第24号	各種事務事業の取扱い	※ 資料3のとおり																																		
議案第25号	地域自治の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・設置期間は概ね10年間とする。 ・ただし、概ね5年経過後にそれまでの成果の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。 ・なお、その際は市域全体の地域自治組織との均衡を考慮して見直しを行う。 (支所) 支所長：部長級の一般職 職 務：支所の総括及び地域固有業務に係る事務執行等 (地域委員会) 役割：当該地域のまちづくりに係る提案 当該地域に係る各種計画策定・変更の協議 支所で行う地域固有業務の検討 等 任期：2年間																																		
議案第26号	合併基本計画	※資料4のとおり																																		